

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正 (職員厚生課) 一
- 平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正 () 二
- 宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (管財課) 二
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 二
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 () 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 () 三
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 () 四
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 () 五
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 () 五
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 () 五
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 五
- 道路の区域変更 (道路課) 八
- 道路の供用開始 () 八
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 九
- 都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) (下水道課) 九
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 一〇
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 一〇

告 示

- 土地改良事業の工事の完了の届出 (北部地方振興事務所) 一〇
- 土地改良事業の工事の完了の届出 (東部地方振興事務所) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 一〇

○宮城県告示第四百十九号

平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五七五円	一三、二五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二一、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二一、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二一、三、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二一、〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円

七十歳以上
四、〇三〇円
一三、一五五円

○宮城県告示第四百二十号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千九百七十円」を、「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百五十円」を、「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千四百九十円」を、「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百八十円」を、「二万八千四百円」に改める。

○宮城県告示第四百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十二年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区中央二丁目十一番二十三号

日信防災株式会社東北支店

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城芸術文化振興団体

一 代表者の氏名

黒瀬 理知

二 主たる事務所の所在地

名取市ゆりが丘四丁目二十五番地の十六

三 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民に対して、芸術文化に関する事業を行い、芸

術文化の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月十二日

○宮城県告示第四百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二〇〇五八六	夢みの里 こもれび石巻市和刈字釜入十三番地の二	共同生活介護	社会福祉法人 夢みの里	平成二十二年四月一日

○宮城県告示第四百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一五五〇〇五五二	就労支援センター ウイングル・ヒューマンサポート 仙台市泉区高森二一・四十一・二十一世紀プラザ研究センター三階	就労継続支援A型福祉サービスの種類	株式会社ウイングル・ヒューマンサポート	平成二十二年三月二十一日
〇四二〇二〇〇一一五	夢みの里 こもれび石巻市和刈字釜入十三番地の二	共同生活介護	特定非営利活動法人 夢みの里	平成二十二年三月二十一日

○宮城県告示第四百二十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十二年三月十八日次の者を指定した。

平成二十二年四月二十三日

熊坂 明彦	近藤 芳史	岡田 篤	三浦 雅人	佐藤 峰成	佐藤雄一郎	大矢内 幹	尾花 伸哉	小野寺勝紀	本多 卓	柴田 宗一	千葉 正典	大友 浩志	伊在井淳子	井上 国彦	松浦 真樹	長田 元伸	石井 正	氏名
シビリ科 内科・リハビリテーション科	耳鼻咽喉科	整形外科	消化器内科	神経内科・内科	消化器内科	消化器内科	消化器内科	循環器内科・内科	循環器内科	循環器科	内科	外科	外科	内科	消化器内科	消化器内科	外科	診療科目
医療法人社団脳健会仙台台リハビリテーション病院	しばた耳鼻咽喉科クリニック	みやぎ県南中核病院	みやぎ県南中核病院	大崎市民病院	大崎市民病院	大崎市民病院	大崎市民病院	みやぎ東部循環器科	みやぎ東部循環器科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	登米市立佐沼病院	気仙沼市立病院	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	石巻市立牡鹿病院	石巻赤十字病院	石巻赤十字病院	石巻赤十字病院	所属医療機関の名称
黒川郡富谷町成田一丁目三・一	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四十二・五	柴田郡大河原町字西三十八・一	柴田郡大河原町字西三十八・一	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	東松島市赤井字八反谷地九十六・一	東松島市赤井字八反谷地九十六・一	栗原市瀬峰根岸五十五・二	登米市迫町佐沼字下田中二十五	気仙沼市田中百八十四	塩竈市錦町十六・五	石巻市鮎川浜清崎山七	石巻市蛇田字西道下七十一	石巻市蛇田字西道下七十一	石巻市蛇田字西道下七十一	所属医療機関の所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鈴木千加良	長嶋 英幸	芳賀 紀夫	六郷 正近	田中 清人	中野 浩	澁川 諭	八巻 正昭	久門 勝夫	白幡 一夫	松村 聡	佐藤 弘隆	氏名
内科	外科	外科	耳鼻咽喉科	眼科	耳鼻咽喉科	内科	内科	内科	整形外科・整形外科	泌尿器科	整形外科	診療科目
鈴木医院	塩竈市立病院	芳賀外科医院	医療法人社団六郷耳鼻咽喉科	医療法人田中眼科	石巻市立病院	石巻市立病院	医療法人社団健育会石巻港湾病院	久門医院	しらはた医院	医療法人宏人会石巻クリニック	医療法人社団佐藤整形外科医院	所属医療機関の名称
気仙沼市長磯原ノ沢五十・二	塩竈市香津町七・一	塩竈市錦町六・三十二	石巻市鑄銭場五・三十五	石巻市中央二丁目十二・十七	石巻市南浜町一丁目七・二十	石巻市南浜町一丁目七・二十	石巻市門脇町一丁目二・二十一	石巻市垂水町三丁目六・一	石巻市千石町四・三十九	石巻市錦町六・四十五	石巻市中央一丁目十三・十七	所属医療機関の所在地

齋藤 充	木村 克己
内科	内科・消化器内科・循環器内科
女川町立病院	医療法人社団日吉台きむら内科
一・六	黒川郡富谷町日吉台一丁目二十一

加藤 精一	中野 昇	伊藤 幸孝	日野 博裕	八嶋 吉平	森 明德	佐々木健孝	大坂 安道	板橋 慶教	堀田 修	服部 彰	佐々木光慶	守 宮之輔	寒澤 貢治	大橋 利和	宮城 秀文	齋藤 浩藏	齋藤 唯鳩	猪苗代 馨	武田 浩芳
外科	内科	整形外科	内科・外科	外科	整形外科	外科	内科・外科	眼科	内科	整形外科	外科	小内 児科	外科	眼科	外科	外科	外科	整形外科	眼科
加藤医院	宮城県循環器・呼吸器病センター	細倉鍼灸所診療所	医療法人社団静信会日野外科内科	八嶋中央診療所	医療法人社団明德会森整形外科医院	佐々木外科医院	大坂医院	医療法人社団さくら有鄰堂板橋眼科医院	医療法人社団みやぎ清輝会緑の里クリニツク	医療法人實樹会仙塩総合病院	佐々木医院	守病院	医療法人浄仁会大泉記念病院	大橋眼科医院	宮城医院	齋藤外科	齋藤外科	医療法人順化会 猪苗代病院	医療法人武田眼科医院
東松島市矢本字関ノ内四十一	栗原市瀬峰根岸五十五・二	栗原市鶯沢南郷荒町四十八	栗原市築館薬師三丁目三・三十三	登米市石越町南郷字矢作百三十八	登米市迫町佐沼字中江三丁目九・五	登米市津山町柳津字黄牛田高畑四十一・三	登米市中田町石森字駒牽二百四十・一	岩沼市桜四丁目六・十六	岩沼市北長谷字畑向山南二十七・二	多賀城市桜木二丁目一・一	名取市関上一丁目八・三	名取市増田二丁目九・十二	白石市福岡深谷字一本松五・一	白石市城北町四・四十一	白石市沢端町三・二十九	気仙沼市南町一丁目五・一	気仙沼市南町一丁目五・一	気仙沼市南町一丁目三・七	気仙沼市南郷九・七

鈴木 兼三	古川 順一	大石 千明	氏 名	診療科目	新	旧
外科・内科	内科・小児科	内科	氏 名	診療科目	新	旧
医療法人くさの園実会光ヶ丘保養	医療法人敬仁会大友病院	医療法人清芳会中浦内科医院	所属医療機関の名称	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
気仙沼市浪板百四十	気仙沼市三日町二丁目二・二十	石巻市中浦一丁目二・百十一	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
登米市立登米診療所	気仙沼市立病院	清芳会佐藤内科医院	所属医療機関の名称	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
登米市登米町寺池桜小路百	気仙沼市田中百八十四	石巻市門脇町三丁目二・十一	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地

○宮城県告示第四百二十七号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
 平成二十二年四月二十三日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

早坂 記雄	菅原 亨	佐々木忠男	阿部 基	大内 謙二	力丸 庄藏	佐藤 素子	鶴田脩一郎	安倍 淳	齋藤 尚二
眼科	内科・外科	外科	外科	外科	内科	小内 児科	整形外科	内科	外科
早坂眼科医院	菅原医院	佐々木医院	大崎市民病院	大崎市民病院	大崎市民病院	財団法人佐藤病院	鶴田整形外科医院	安倍内科医院	鳴瀬中央病院
大崎市長川東町五・二十二	大崎市長川新堀字城野二十	大崎市長川諏訪一丁目三・三十七	大崎市長川千手寺町二丁目三・十	大崎市長川千手寺町二丁目三・十	大崎市長川千手寺町二丁目三・十	大崎市長川中里一丁目三・十八	大崎市長川南町一丁目六・三十一	東松島市矢本字町浦十三・三	東松島市牛網字新上江戸原八十一

安全性に関する検査
平成22年1月収去

菅野 孝幸	関谷 元彦	早坂 弘司	南 尚義	岩淵 勝雄	永沼 徹	熊坂 祝久	奥山 吉也	黒羽根郁夫	桑原 正明	小松 和久	八巻 孝史	堤 栄克
内科・循環器科	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	整形外科	内科	整形外科	循環器内科・内科	内科	外科	小児科	泌尿器科・麻酔科	内外科科	外科	内科
吉岡QQクリニクス	医療法人社団高橋記念せきや整形外科	早坂整形外科	大崎市民病院	大崎市民病院鹿島台分院	永沼ハートクリニクス	熊坂医院	栗原市立栗駒病院	登米市立佐沼病院	医療法人實樹会仙塩総合病院	こまつ外科内科クリニクス	医療法人浄仁会大泉記念病院	堤医院
黒川郡大和町吉田字高田東十一	大崎市古川駅前大通五丁目一十九	大崎市古川北稲葉一丁目二・二五	大崎市古川千手寺町二丁目三・一十	大崎市鹿島台平渡字東要害二十	東松島市赤井字川前一九・一	栗原市一迫字川口中野十	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十・一	登米市迫町佐沼字下田中二十五	多賀城市桜木二丁目一・一	白石市城南二丁目二・六	白石市福岡深谷字一本松五・一	白石市清水小路六
宮城県循環器呼吸器病センター	大崎市民病院	栗原市立栗原中央病院	美里町立南郷病院	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	みやぎ東部循環器科	栗原市立栗原中央病院	栗原市立栗原中央病院	大崎市民病院	宮城県立がんセンター	公立刈田総合病院	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	公立刈田総合病院
栗原市瀬峰根岸五十五・二	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	栗原市築館宮野中央三丁目一・一	遠田郡美里町木間塚字原田五	塩竈市錦町十六・五	東松島市赤井八反谷地九十六・一	栗原市築館宮野中央三丁目一・一	栗原市築館宮野中央三丁目一・一	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	名取市愛島塩手字野田山四十七・一	白石市福岡蔵本字下原沖三十六	塩竈市錦町十六・五	白石市福岡蔵本字下原沖三十六

○宮城県告示第四百二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	
	新	旧
佐藤 清壽	清芳会佐藤内科医院	佐藤清壽医院
		石巻市門脇町三丁目一・十一

○宮城県告示第四百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
		新	旧
小林 義臣	医療法人社団小林耳鼻咽喉科医院	石巻市蛇田北経塚七十二・一	石巻市住吉町二丁目八・五
宮城 秀晃	宮城クリニクス	石巻市中里七丁目三・三十五	石巻市立町二丁目五・四十二

○宮城県告示第四百三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年一月から三月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三陸アイツシユ三業一ル株式会社魚町事業所 石巻市	同左	魚粉	飼料用60%魚粉	H21.12	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
	同左	魚粉	イナホフアイツシユミール65	H21.12	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	魚粉	イナホフアイツシユミール63	H21.10	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

栄養成分に関する検査

平成22年1月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質%	粗脂肪%	カルシウム%	リン%	粗繊維%	粗灰分%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他 の検査	
三陸アイツシユ三業一ル株式会社魚町事業所 石巻市	同左	飼料用60%魚粉	H21.12	65.5						21.4							無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホフアイツシユミール65	H21.12	64.8						19.8							無
	同左	イナホフアイツシユミール63	H21.10	67.1						17.3							無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「®」を付けている。

安全性に関する検査

平成22年2月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容

気仙沼センター水産加工業協同組合フイ 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	H22.2	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カ ド ミ ウ ム	無
三陸飼料株式会社 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	H22.2	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カ ド ミ ウ ム	無
太協物産株式会社 浜事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フイッシュミール	H22.2	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カ ド ミ ウ ム	無

栄養成分に関する検査

平成22年2月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入)年 月	試 験 結 果 の 概 要											違反の内容	
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リ ン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシ ン消 化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg		その他 の検査
日本農産工業株式会 社塩釜工場 塩釜市	宮城県漁業協 同組合石巻総 会支所	ぎん太郎カラー8P	H22.1	37.4	17.5	2.16	1.50	2.8	9.2							無
日本水産株式会社 川田飼工場 牡鹿郡女川町	同左	ギンギン育成用EP	H22.2	37.4	19.5	1.32	1.31	2.6	7.5							無
大協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	65%フイッシュ ミール	H22.2	66.3					15.7							無
みやぎ海洋飼料株式 会社石巻工場 石巻市	同左	メルシヤン印ギンザ ケソフアトEP	H22.2	36.1	26.3	1.66	1.22	1.5	7.5							無
日本農産工業株式会 社塩釜工場 塩釜市	同左	ウイニーZ	H22.2	25.8	6.6	0.99	0.73	0.4	5.9							無
日本農産工業株式会 社塩釜工場 塩釜市	同左	Nニチモウぎんざけ EPカラー強化10P	H22.2	37.6	20.7	2.62	1.42	2.6	10.1							無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森霊山線	伊具郡丸森町字竹谷一―一―番一―地先から同郡同町字日向四五番地先まで	平成二十二年四月二十三日

○宮城県告示第四百三十三号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年四月二十三日

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町加瀬字十三本塚百四十二番地の一

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更認可の年月日

平成二十二年四月十四日

○宮城県告示第四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十三日

一 施行者の名称

名取市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「昭和五十一年一月十六日か

ら平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第四百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十三日

一 施行者の名称

村田町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

村田都市計画下水道事業

2 名称

村田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月七日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「昭和五十三年三月七日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

巨理町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

巨理都市計画下水道事業

2 名称

巨理町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十五年二月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十五年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百三十七号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月十六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 鈴木元悦

○宮城県告示第四百三十八号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月十五日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木昭男

○宮城県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があつた。

平成二十二年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
栗原市	金矢2	元気な地域づくり基盤整備促進	平成二十一年三月二十五日
栗原市	馬伏沢	元気な地域づくり基盤整備促進	平成二十一年三月二十五日
栗原市	曾根	元気な地域づくり基盤整備促進	平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があつた。

平成二十二年四月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木昭男

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
河南矢本土地改良区	一本杉	農村漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進）	平成二十二年三月十日
河南矢本土地改良区	箕入	特定農業用管水路等特別対策事業	平成二十二年二月二十六日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

名取市大曲字藤木八十六番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区四郎丸字大宮二十六番地の一 四
郎丸市営住宅八棟三〇六

佐々木文博
佐々木智美

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城郡七ヶ浜町吉田浜字前塚六十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡七ヶ浜町境山二丁目十一番十四・五号
小野アパート

阿部 聡
阿部 恵